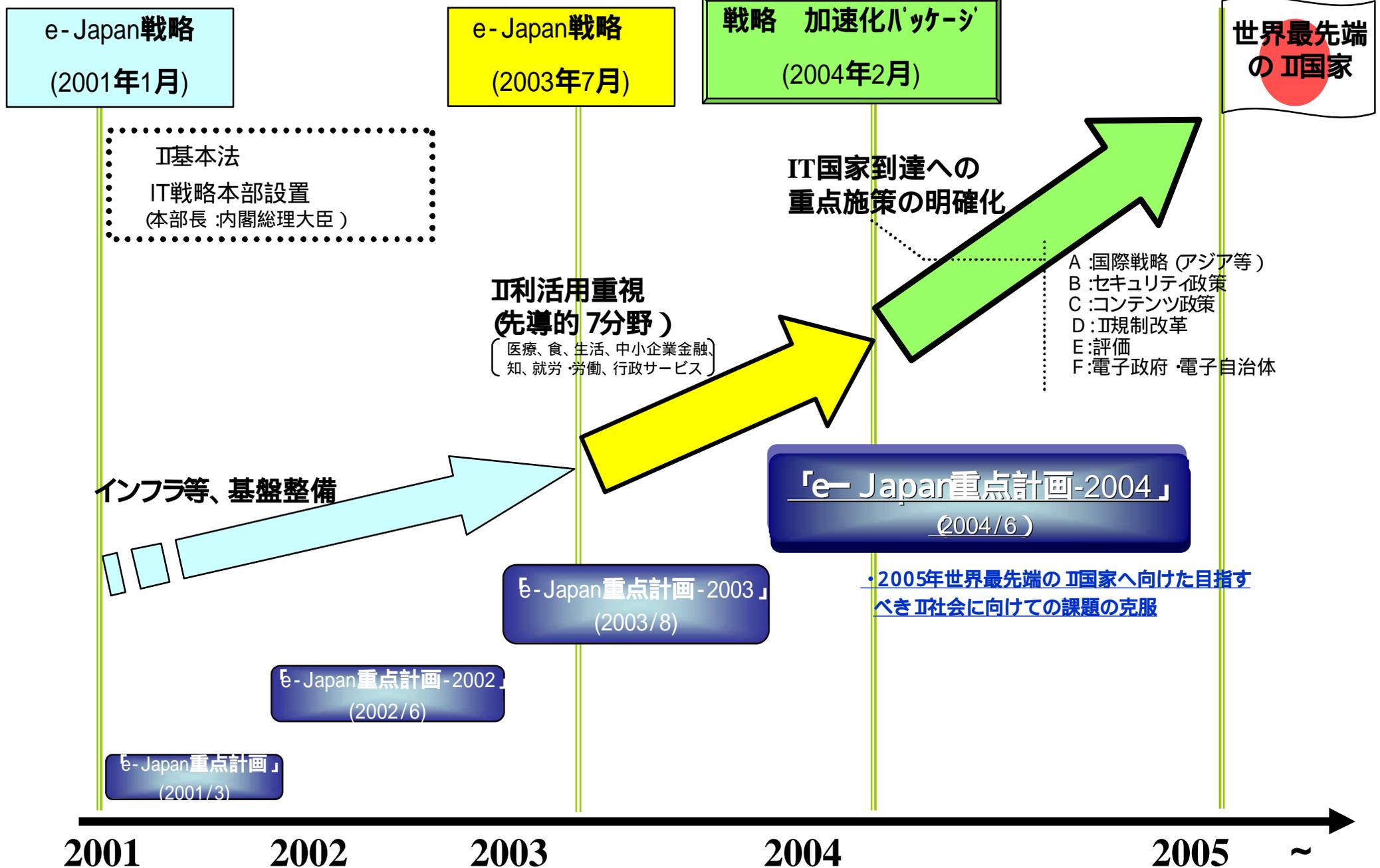


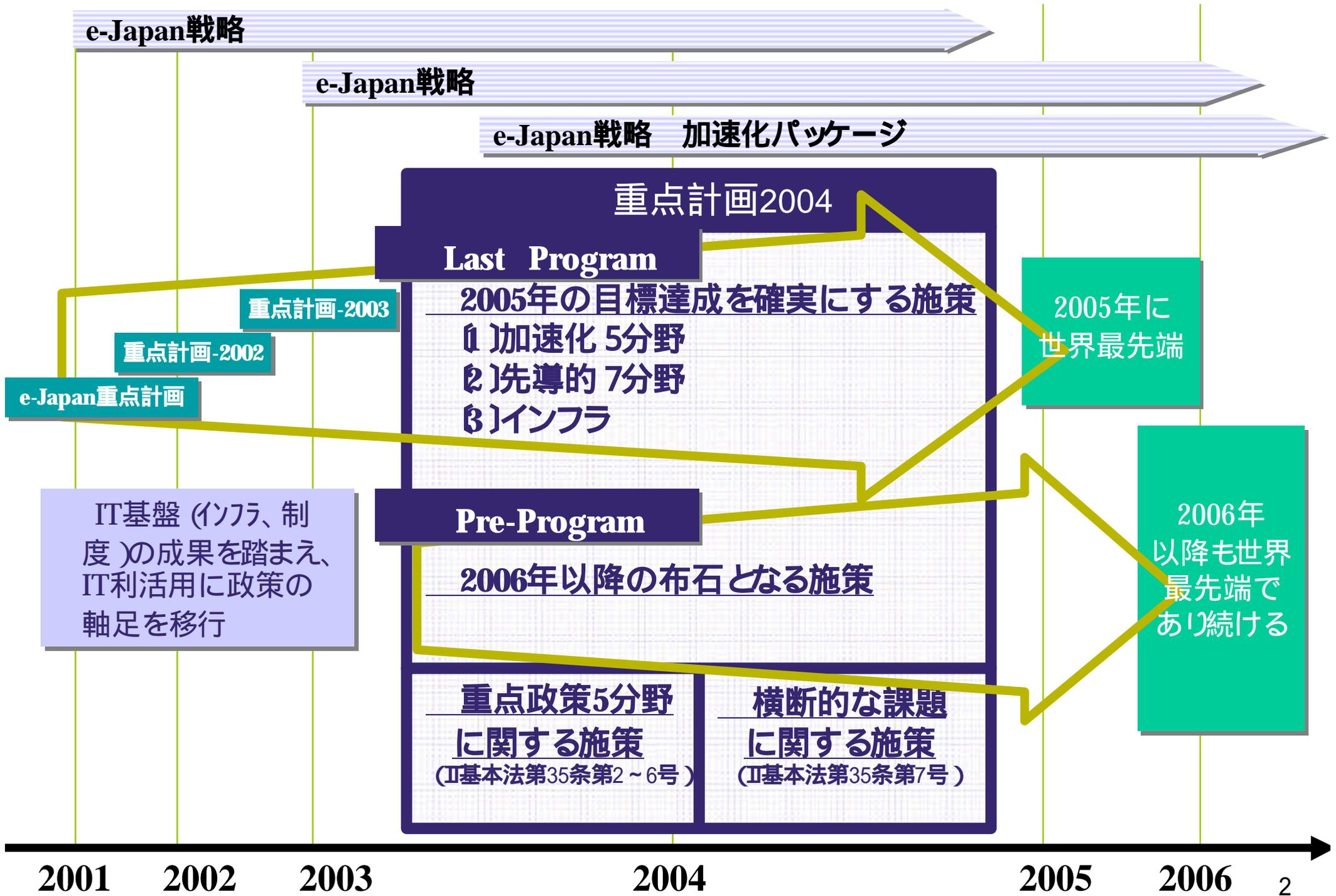
# e-Japan重点計画 - 2004における規制改革への取り組み

平成16年9月30日

# e-Japan重点計画 - 2004



# 施策の考え方



## 活動の根拠

高度情報通信ネットワーク社会推進本部令 (平成12年政令第555号) 第2条の規定に基づき、e-Japan戦略 に関する政府の取組状況の評価等を行うため 評価専門調査会を置く。(平成15年8月8日高度情報通信ネットワーク社会推進本部決定)

## 評価専門調査会委員

大江 匡	(株)プランテック総合計画事務所代表取締役
清原 慶子	三鷹市長
國領 二郎	慶応義塾大学環境情報学部教授
庄山 悦彦	(株)日立製作所取締役 代表執行役社長
速水 浩二	(株)翔泳社代表取締役社長
村上 輝康	(株)野村総合研究所理事長
渡辺 捷昭	トヨタ自動車(株)取締役副社長

## オブザーバー

村井 純	慶応義塾大学環境情報学部教授 IT戦略本部本部員
------	-----------------------------

## 活動スケジュール

平成15年12月22日

第一回会合 調査会運営等について

平成16年1月19日

第二回会合 評価の基本方針・対象

平成16年2月25日

第三回会合 中間報告書骨子案

平成16年3月30日

第四回会合 中間報告書まとめ

# 推進体制の強化 評価手法の導入

## 推進体制の強化

各府省の連携を一層強化するための「関係省庁連絡会議」の活用  
規制改革・民間開放推進会議、知的財産戦略本部など他会議との連携強化

## 評価手法の導入

### 評価専門調査会

民間有識者により構成される評価機関

平成16年3月30日 中間報告書

e-Japan重点計画-2004に反映

成果目標の導入  
評価の手法を導入し、2005年世界最先端を確実にするとともに、2006年以降の施策の状況をチェック

### 2005年の目標達成への施策の重点化

(成果目標)

加速化5分野、先導的7分野及びインフラの各分野に「成果目標」を導入。

成果目標と各施策とが乖離しないように明確に対応付

### PDCAサイクルの確立

評価の手法として、計画(Plan)-実行(Do)-事後評価(Check)-措置(Act)というPDCAサイクルを導入

必要に応じ、修正することによる好循環の創出

具体的施策については、担当府省、実施年限を明記

(計 370施策)

2005年の目標達成への施策の重点化・体制整備  
(141施策)

2006年以降に向けての布石  
(12施策)

**加速化 5分野** (42施策)

国際政策 (アジア)、セキュリティ、コンテンツ、  
IT規制改革 (e-文書)、電子政府・自治体

**先導的 7分野** (90施策)

医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、  
行政サービス

**インフラ** (9施策)

国際政策

情報セキュリティ

人材・教育

電子商取引等

コンテンツ

行政の情報化

研究開発

インフラ

**重点政策 5分野** (176施策)

**横断的課題** (41施策)

インフラ

人材・教育

電子商取引等

研究開発

国際関係

デジタル・  
デバイド

行政情報化

情報セキュリティ

新たな課題

国民の理解

## 〔1-1〕加速化5分野：主な施策

**アジア等IT分野の国際戦略** (A; Asia) 国際政策の基本的な考え方をベースに7施策

**セキュリティ政策の強化** (B; Block and Back-up :Security) 各府省庁共通の情報セキュリティ基準の策定等、10施策

**コンテンツ政策の推進** (C; Contents) 日本版バイドル制度の拡充、コンテンツ人材の育成等、9施策

**IT規制改革の推進** (D; Deregulation) e-文書法案の策定等、5施策

**電子政府・電子自治体の推進** (F; Friendly e-government and e-local government)  
ワンストップサービスの整備、業務・システムの最適化計画の策定等、11施策

## 〔1-2〕先導的7分野：主な施策

### 医療

電子レセプトの普及促進等、16施策

### 食

牛肉の履歴情報に係るトレーサビリティシステムの普及等、7施策

### 生活

在宅健康管理システム等、7施策

### 中小企業金融

電子的手段による債権譲渡の推進等、5施策

### 知

e-Learningの推進等、37施策

## 〔1-3〕インフラ：主な施策

### 就労・労働

官民連携した雇用情報システムの充実等、13施策

### 行政サービス

行政ポータルサイトの整備等、5施策

### 目標の再定義

高速インターネットアクセス4000万加入  
超高速インターネットアクセス1000万加入

## 〔2〕2006年以降に向けての布石：主な施策

### 国際政策

2国間に留まらず、多国間協力の推進へ

### コンテンツ

世界に誇れる日本発のコンテンツ市場の拡大

### 情報セキュリティ

政府全体で統一性ある高度な対策の実施

### 行政の情報化

高度なワンストップサービスの推進

### 人材・教育

ITの利点を最大限活かした授業の実現

### 研究開発

国際競争力の維持に不可欠な技術の開発

### 電子商取引

電子商取引市場の質的な充実

### インフラ

誰もが使える環境の実現

# 規制改革に関する主な施策 (加速化5分野)

A

## アジア等 IT分野の国際戦略 (A; Asia)

国際政策の基本的な考え方の策定 (ODAの制度および運用の改善)

B

## セキュリティ政策の強化 (B; Block and Back-up : Security)

国家公務員身分証のICカード化 (2004年中に共通仕様を策定)

C

## コンテンツ政策の推進 (C; Contents)

日本版バイドール制度の拡充 (2004年度中に、研究成果の開発者帰属 (日本版バイドール) をコンテンツ等に拡大できるよう措置)

新たな資金調達事例の創出・普及促進 (2004年度中に、完成保証会社等新たなスキームの検証、普及を促進)

既存コンテンツのブロードバンド上での再利用の促進 (著作権法上の裁定制度の利用促進等について、知的財産推進計画2004」に基づき検討)

コンテンツ流通手段としてのインターネットの位置付け検討 (著作権法上の放送とインターネット配信の位置づけの見直しについて、知的財産推進計画2004」に基づき検討)

# 規制改革に関する主な施策 (加速化5分野)

**D**

## Ⅱ規制改革の推進 (D; Deregulation)

- e-文書イニシアティブの実現 (2004年度早期に法案を国会に提出)
- 民法・中間法人及びNPO法人の総会議決権行使の電子化 (2005年度末までに法制上の措置を講じる)
- 電子的手段による資格保有等証明の推進 (2004年中に検討・結論)
- タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進 (2004年度中に検討・結論)

**F**

## 電子政府・電子自治体の推進 (F; Friendly e-government and e-local government)

### ・ワンストップサービスの整備

- 総合的なワンストップサービス (2005年度まで)
- 輸出入・港湾手続のワンストップ化 (規制改革等の必要な措置を2004年度中に講ずる)
- 自動車保有関係手続のワンストップ化 (2005年を目標)

# 規制改革に関する主な施策（先導的取り組み7分野）

## 1. 医療

### ITを活用した医療情報の連携活用

保健医療分野における認証基盤の開発・整備（2005年まで）

電子カルテの医療機関外での保存の容認（2004年度まで）

### ITを活用した医療に関する情報の提供

医療機関の機能評価等（2004年度末までに2000医療機関の評価実施）

## 3. 生活

### 暖かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上

情報家電の主要技術の共有化・標準化（住要な技術項目について、2005年度までに重要度に応じて段階的に実施）

電気・ガス・水道等のメータのコストダウンに係る規制緩和（2004年度まで、また2005年度中に電気計器本体のコストダウンについて措置）

# 規制改革に関する主な施策（先導的取り組み7分野）

## 4. 中小企業金融

### 中小企業の資金調達環境の整備

電子的手段による債権譲渡の推進（新たな法律の制定も視野に入れて検討し、2004年中に結論を得る。検討結果を受けて2005年までに制度の骨格を明らかにする。）

### 売掛金回収リスク軽減のための環境整備

エスクローサービス提供事業者の拡大（2005年まで）

## 5. 知

### デジタルコンテンツの流通環境の整備

著作権等のクリアランスの仕組みの開発・実証（2004年度中に、不正利用を防ぎつつ流通するための権利処理システムを開発）

デジタルコンテンツ複製防止技術等の確立のための環境整備（2004年度中）

### デジタルコンテンツ市場の拡大

ブロードバンドコンテンツ流通に係る新たな事業モデルの構築支援（2005年度までに）

海外での著作権執行推進の支援（2004年度も引き続き）

# 規制改革に関する主な施策（先導的取り組み7分野、インフラ）

## 6. 就労・労働

### 人材資源の移動円滑化

長期雇用を優遇する制度の見直し（確定給付型年金のポータビリティ向上等）（2005年度の国民年金法等の一部を改正する法律案の施行等を踏まえて、必要な措置を講じる）  
官民間の人材交流の円滑な推進に向けた従来型制度の見直し（2005年度末までに、官民人事交流制度、任期付職員制度において、民間企業との雇用関係の継続を認める）

## インフラ

### 高速・超高速インターネット利用環境の整備

地域公共ネットワークの整備推進及び全国的な接続（2005年度までに実施）  
河川・道路施設管理用光ファイバや公共施設管理用光ファイバ収容空間の開放（順次実施）、及び国営排水施設に敷設されている光ファイバの開放（2004年度から実施）  
放送のデジタル化の推進（2006年までに全国で地上デジタル放送を開始するための、アナログ周波数変更対策、及びデジタル放送施設の整備に対する税制・金融上の支援（順次実施）

# 規制改革に関する主な施策（重点施策5分野）

## 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

### ネットワークインフラ等の形成促進

高速道路の高架橋脚空間の活用（高架橋脚空間への光ファイバの敷設の方策について2005年度までに結論）

冬季・年度末の路上工事規制の緩和（2005年度まで試行）

家庭内の電力線の高速通信への活用（2004年度以降も引き続き漏洩電波低減技術に関する実験を促進）

### 自由かつ公正な競争の促進

NTTの在り方の検討（十分な競争の進展が見られない場合には、電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う）

### 電波の有効利用の推進

迅速な電波再配分の実施（2005年度中に、4.9～5.0GHz帯について、現行無線局の使用期限の前倒しを実施）

登録制度の導入（2005年度中に、高出力屋外無線LANについて登録制度を導入）

電波利用料制度の見直し（2004年度中に結論）

電子タグの高度利活用に向けた周波数使用方法の検討（2004年度中に制度化）

UWB（超広帯域無線）の技術開発（2004年度末を目途に結論）

### 移動体におけるインターネット利用環境及び高精度測位社会基盤の確立

Ku帯航空移動衛星業務における周波数共有技術に関する調査検討を実施し、所要の制度整備を実施（2004年度までに実施）

# 規制改革に関する主な施策（重点施策5分野）

## 3. 電子商取引等の促進

### 企業等のIT化に関する制度の充実

- 信用金庫における書面又は電子的方法による議決権の行使（2004年度中に具体的内容について検討）
- 貸金業規制法に基づく書面交付の電子化（2006年末までに検討・結論）
- 派遣元事業主から派遣労働者に対する書面交付の電子化（2004年度中に検討・結論）
- 電子的方法による決算公告の許容（2004年度中に具体的内容について検討）
- 通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大（2005年度末までに検討・結論）
- 情報通信機器の活用も含めた医薬品販売の在り方の見直し（2005年度末までに検討・結論）
- 目論見書等の電子的方法による提供要件の明確化等（2004年度中に措置）

### 商取引の電子化の加速的推進

- 電子商取引準則の普及及び見直し（2004年度以降引き続き実施）

### 安心・安全な電子商取引環境の整備

- ADRに関する共通的な制度基盤の整備（2004年度中に所要の措置を講じる）

## 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

### 情報セキュリティに係る制度の整備

- 刑事基本法制等の整備（2005年までのできるだけ早い時期に各種のハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、サイバー犯罪条約の早期締結を視野に入れ適切な処罰を確保するため必要な法整備を引き続き行う。）

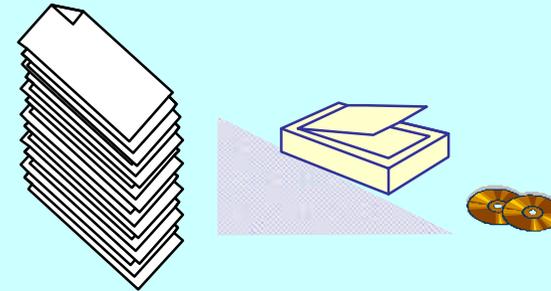
# e-文書法案の概要

## 概要

民間への紙による文書保存義務について、**原則全て電子保存を容認。**

⇒ **民間の文書保存コストを軽減。**（経団連試算 帳簿書類の保存コスト:年間約3,000億円）

- **e-文書法案は、通則法+整備法により構成。**
- **平成17年4月の施行を目指し、平成16年度のできるだけ早期に国会提出。**



## 経緯

行政機関への申請等や企業から顧客への契約書類の交付は電子メールでも送付可能。  
（行政手続オンライン化法〔H15/2施行〕、書面一括法〔H13/4施行〕など）

しかし、企業の文書の電子的な保存は未だ法律で認められておらず、倉庫等における書類の保管コストなど、企業にとって負担。

このため、経団連をはじめとする民間企業等から強い規制緩和要望。



＜e-文書イニシアチブのこれまでの決定＞  
e-Japan重点計画-2004（平成16年6月15日 Ⅱ戦略本部決定）  
e-Japan戦略 加速化パッケージ（平成16年2月6日 Ⅱ戦略本部決定）

# e-文書法案の骨子

- 平成16年6月のIT戦略本部において報告した「e-文書法の立案方針」に従い、原則、全ての民間文書の電子保存を容認する「e-文書法案」(通則法+整備法)を策定中。
- e-文書イニシアティブにより電子化を容認する候補となる法律(約250本)の全てについて、関係府省との調整を終了。
- 今後、法案としての最終の詰めを行い、平成17年4月の施行を目指し、平成16年度のできるだけ早期に国会提出見込み。

## 通則法

### 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案

#### 第1条関係(目的規定)

民間事業者等が電磁的記録による保存等をできるようにするための共通事項を定める。

#### 第2条関係(用語の定義)

#### 第3条~第6条関係

#### 保存等の電磁化可能規定

保存義務のある書面について、主務省令で定めるところにより、電磁的記録による保存・作成・縦覧等・交付等を行うことができる。

#### 書面みなし規定

により行われた保存等については、書面により行われたものとみなす。

#### その他(第7条~第9条関係)

地方公共団体における推進、経過措置、主務省令の定義

## 整備法

### 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

#### 通則法との調整等

通則法の規定では手当てが十分ではないもの等について、個別法の一部改正により所要の規定を整備。